

2017-02

## IFRS実務トピックニュースレター ～銀行業～

### IFRS第9号減損のステージ移動の要件



#### ステージ移動に伴う課題

減損の測定に関するIFRS第9号の原則主義的なアプローチには、多大な解釈や判断の余地がある。判断を要する最も重要な事項の1つが、ステージ移動の要件に関するものである。ステージ移動の要件は、損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失（ECL）（ステージ1）として測定するか全期間のECL（ステージ2）として測定するかを判定する基準である。

金融商品は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があった場合に、ステージ1からステージ2に移動する。この判定は困難を伴う。本ニュースレターでは、その困難性の一部について検討し、ステージ移動の要件に関する規定を実務に適用するために考え得る1つのアプローチについて解説する。

「ステージ移動は、新たなIFRS第9号の金融商品の減損モデルにおける最も重要で複雑な要素の1つである。」

– Dr. Jürgen  
Ringschmidt, Richard  
Nußbaum and  
Christian Maaß,  
KPMG in Germany

## ステージ移動の流れ

IFRS第9号の一般的なアプローチ<sup>1</sup>に基づき、すべての金融商品は当初認識時においてはステージ1に分類される。ただし、報告日において当初認識時よりも著しい信用リスクの増大を識別した場合には、金融商品はステージ2に移動する。減損の客観的な証拠がある場合には、その金融資産は信用減損しており、ステージ3に移動する。

ステージ1の金融資産については、今後12ヶ月における債務不履行の発生可能性に基づいてその減損額を計算しなければならない。他方、ステージ2及びステージ3の金融商品のECLの計算では、金融商品の全存続期間にわたる債務不履行事象を考慮する。

ステージ1とステージ2の分類は、金融商品の当初認識以降の信用リスクの増大の重要度を反映するため、相対的なアプローチに基づいて行われる。対照的に、ステージ3への移動は、絶対的な基準（すなわち、信用減損しているという状況）に基づき行われる。

## ステージ移動に関する規定の詳細

信用リスクの著しい増大があったか否かを判定するために、IFRS第9号第5.5.9項では金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変化を評価ツールとして用いることによって、当初認識時に見積った債務不履行のリスクと報告日時点で見積った債務不履行のリスクとを比較することが要求されている。その比較では、満期までの期間の短縮による影響を考慮する（IFRS第9号B5.5.10-B5.5.11項）。また、その比較では、担保が借手の債務不履行の可能性に影響を及ぼさない限りは、担保を考慮に入れない。

IFRS第9号B5.5.13項には、場合によっては、12ヶ月の債務不履行のリスクの変化が全期間の債務不履行のリスクの変化の合理的な近似となる可能性があるという記載がある。12ヶ月の債務不履行のリスクを評価基礎として利用することを正当化するためには、その適切性を定期的に見直さなければならない。本ニュースレターでは以後、12ヶ月の債務不履行のリスクの利用についての解説は行わない。

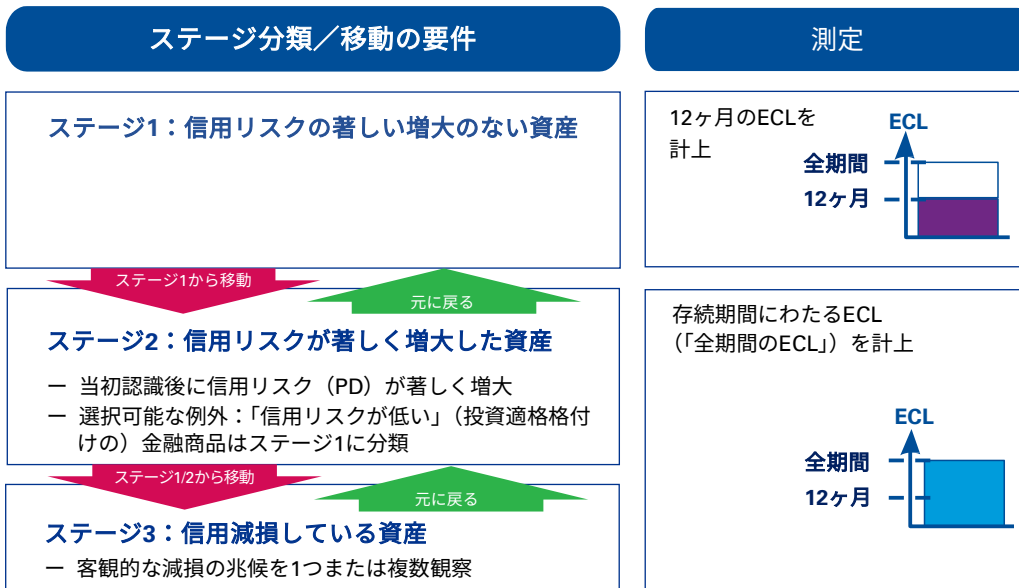
上述の相対的な比較に加えて、IFRS第9号第5.5.11項には契約上の支払いの期日経過が30日超である場合には、信用リスクが著しく増大しているという反証可能な推定規定が含まれている。したがって、30日超の期日経過という状況は金融商品のステージ2への移動を裏付けるバックストップとなる。

また、報告日現在で信用リスクが低い金融商品は、引き続きステージ1に分類することができる。本ニュースレターでは、一般的なモデルに対するこの例外規定の検討は行っていない。

---

<sup>1</sup> 本ニュースレターでは、一般的なアプローチに基づくステージ移動の流れについてのみ解説していることに留意すべきである。簡便的アプローチ及び「購入または組成した信用減損金融資産」に適用するアプローチについては、本ニュースレターでは考慮していない。

以下の図は、ステージ1、2及び3間のステージ移動に関する規定を要約したものである。



## ステージ移動に関する規定を実務に適用するための考え得るアプローチ

本ニュースレターで解説するステージ1とステージ2間の移動の要件を判定するためのアプローチは、以下の3つのステップでの検討を行うものである。

1. 債務不履行のリスクを測定するための参照パラメーターの選択
2. 重要度の判定に用いる指標の選択
3. 重要度の水準（著しいとみなされる信用リスクの増加量）の選択

本アプローチ案は、金融商品がステージ移動の要件を満たすか否かを判定するのに役立つツールであるが、すべての場合において自動的に適切なステージ移動の閾値を提供するものとみなすことはできない。これについては、後段で解説する。

## 参照パラメーターの選択 – Lifetime PD

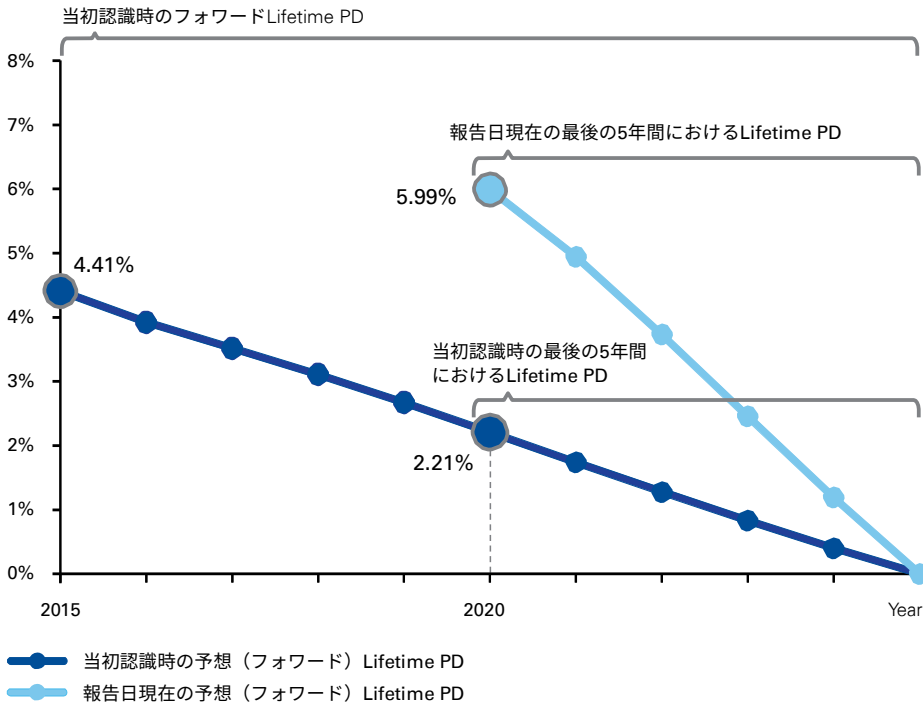
本アプローチ案では、存続期間のデフォルト確率（Lifetime PD）を金融商品に係る信用リスクが著しく増大したか否かを評価する上での参照パラメーターとして用いている。評価は同じ期間にわたるLifetime PDの比較、すなわち、以下の両者のPDを比較することにより行われることになる。

- A. 報告日現在のLifetime PD
- B. 当初認識時のLifetime PDのうちの報告日現在の残存期間に対応する（満期までの期間の短縮を反映する）「部分」

参照パラメーターBを「フォワードLifetime PD ( $t_R, t_N$ ) ( $t_R$ : 報告日、 $t_N$ : 契約満了日)」と表示する。フォワードLifetime PDは、条件付きの（すなわち、報告日まで存続していることを前提とする）値として定義される。

以下のグラフは、この比較を表したものである。このグラフは、2019年末日現在の「報告日」現在のLifetime PD（この例では5.99%）を（「当初認識時の」全期間のLifetime PD（4.41%）とではなく）2019年末日現在の「当初認識時に」見積った「フォワード」Lifetime PD（2.21%）と比較している状況を表している。

### 当初認識時及び報告日現在のフォワードLifetime PD



以下の表は、参照パラメーターがどのように計算されているかをより詳細に示したものである。金融商品の当初認識時点 $t_0$ は、2014年12月31日に対応している。当期の報告日 $t_R$ は、2019年12月31日である。この金融商品には、以下の特徴があると仮定する。

- 当初認識時点 $t_0$ での格付クラスはBa3であり、それに対応する12ヶ月のPDは0.51%である。
- 当初認識時点 $t_0$ での残存期間は、10年間である。
- 報告日現在の格付けは、3段階下がってB3である。それに対応する12ヶ月のPDは、1.10%である。
- 報告日 $t_R$ での残存期間は、5年間である。

当初認識時及び報告日現在のLifetime PD、並びにフォワードLifetime PDは以下の表のとおりである。例示上、この設例におけるLifetime PDは以下のとおりであり、遷移行列を乗算する方法によって計算している。

#### 当初認識時

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
予想される12ヶ月のPD	0.51%	0.42%	0.42%	0.45%	0.47%	0.48%	0.47%	0.45%	0.43%	0.40%
予想される Lifetime PD (累積値)	0.51%	0.92%	1.34%	1.79%	2.26%	2.73%	3.18%	3.62%	4.03%	4.41%

## 報告日

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
当初認識時に予想される債務不履行のリスク										
当初認識時に予想される12ヶ月のPD						0.48%	0.47%	0.45%	0.43%	0.40%
予想フォワード Lifetime PD (累積値)						0.48%	0.95%	1.39%	1.81%	2.21%
報告日時点で予想される債務不履行のリスク										
予想される12ヶ月のPD						1.10%	1.26%	1.31%	1.28%	1.19%
予想される Lifetime PD (累積値)						1.10%	2.35%	3.63%	4.86%	5.99%

ご覧のとおり、 $t_0$ でのLifetime PDは、4.41%（金融商品の全存続期間にわたる累積値）である。 $t_n$ でのフォワードLifetime PDは、2.21%である。フォワードLifetime PDは、条件付きの12ヶ月のPD（限界PD）から順次算定される。この算定のために、以下の算式を用いている。

$$LPD_n = LPD_{n-1} + (1 - LPD_{n-1}) \times PD_n$$

$PD_n$ ：[ $n - 1, n$ ]年度における条件付きの12ヶ月のPD

$LPD_n$ ： $n$ 年度におけるLifetime PD

この算式は、 $t_n$ まで債務不履行がないという前提に基づいており、フォワードLifetime PDは、当初認識時から報告日までに対象としている契約の債務不履行がないという前提に基づき算定されることを示している。

格付クラスが3段階下がってB3となり、それに伴い12ヶ月のPDが0.48%から1.10%に増加しているため、報告日 $t_n$ における実際のLifetime PDは、5.99%である。

この設例では、当初認識時と報告日現在のLifetime PDを単純比較すると、1.4倍（4.41%から5.99%）となっていることが示されている。しかし、報告日現在のLifetime PDを（同一条件で比較するために）当初認識時点で見積った報告日現在のLifetime PDと比較すると、2.7倍（2.21%から5.99%）となっている。参照パラメーターを的確に選択することが、金融商品の信用リスクがどのくらい変動しているかを評価する上で重要である。

## 重要度の指標の選択 – 分位点アプローチ

上述のとおり、金融資産のステージ2への移動の要件は、相対的で、満期までの期間を考慮したものでなければならない。これらの要件や、報告日現在で見積った実際の信用リスクと当初に予想した信用リスクの推移との比較に基づいて信用リスクの著しい増大があったか否かを評価することを踏まえ、統計的手法を援用することによって、合理的で経済的に有用な重要度の指標を導出することができる。

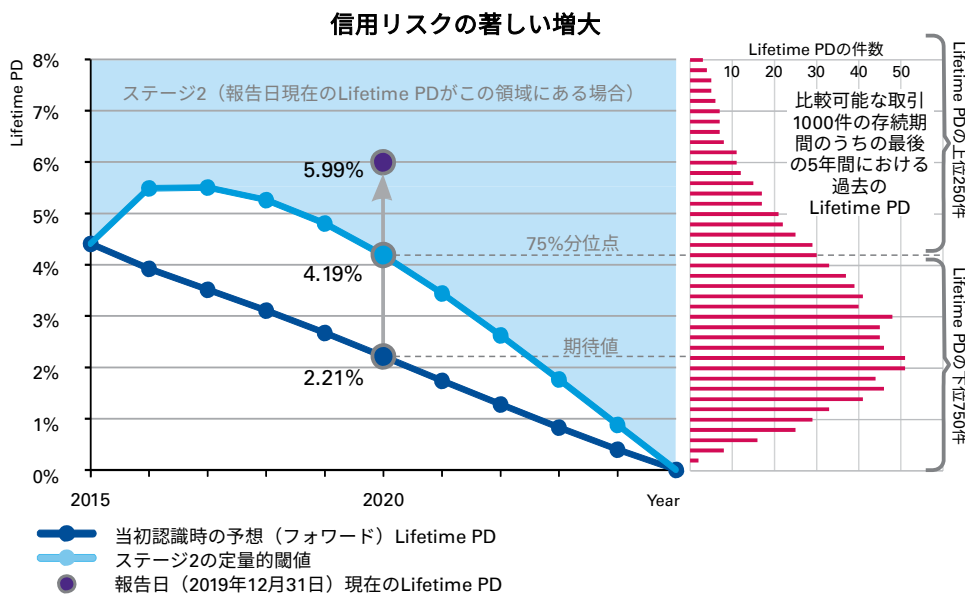
このアプローチを例示するために、上記の設例に引き続き、当初認識時点（ $t_0$ ）で予想した最後の5年間におけるLifetime PDを2.21%とする。報告日現在の（残存期間が実際に5年間となった場合（ $t_n$ ）における）Lifetime PDは、5.99%と見積っている。

この増加の重要度を統計的に評価するために、類似の特徴を有する（例：格付システムが同じ、当初の格付けが同じ、存続期間が同じ）複数の債務者のすべての金融商品に関する長期の過去データを調べ、それぞれの金融商品の残存期間が5年間となった場合に

Lifetime PDがどうなったかを示している。単純化のために、その過去データにおける金融商品の合計件数を1,000件とし、それらのLifetime PDを昇順に並べ替え「経験的に観察されるLifetime PDの分布」としたと仮定する。このアプローチでは、信用リスクの著しい増大は、当初に予想した将来Lifetime PDの推移からの逸脱の大きさとして測定されることになる。VaRの概念と同様に、その分布の期待値からの逸脱は、その分布の値（確率 $p$ （「重要度の水準」）を上回ることはない）を参照することによって測定できる。この閾値を上回るLifetime PDを有する取引は、ステージ2に移動されることになる。それを下回るLifetime PDを有する残りの取引は、ステージ1となる。

この概念を適用するために、どの重要度の水準を用いるかを決定しなければならない。この決定の基礎（判断を要する事項である）の概略については、後段で解説している。ここでは、並べ替えた取引のグラフの上段にある取引（Lifetime PDが最も高い取引）250件をステージ2に移動し、それ以外の750件をステージ1に残すと決定したとする。すなわち、そのグラフにおいて750番目に位置するLifetime PDに等しい閾値を上回るLifetime PDを有する取引は、ステージ2に移動することになる。したがって、この閾値は、重要度の水準 $p=75\%^2$ を反映している。この設例では、この閾値をPDに置き換えると、4.19%となる。すなわち、対象としている金融商品（以下のグラフの紫色の点）は、報告日現在のLifetime PD（5.99%）が閾値4.19%を上回っているため、ステージ2に移動することになる。統計学上、この閾値は、Lifetime PDの分布の75%分位点と呼ばれる。

以下のグラフは、このアプローチを例示したものである。



このグラフでは、（2019年12月31日の報告日現在の）残存期間が5年の取引例における閾値を導出するために用いたLifetime PDの並べ替えたグラフを右側の棒グラフで表している。所与のバー（「ビン」）によって0.2%の間隔で区切られているLifetime PD1,000件のビンごとの件数は、このバーの長さによって表されている。4.19%以下のすべてのLifetime PDをバー（ビンごとの件数）に追加すると、その合計は750件となる。このグラフは、この取引例について全存続期間で起こり得る当初に予想したそれぞれのフォワードLifetime PD（青色の曲線）及びすべての報告日におけるそれぞれのステージ移動の閾値（水色の曲線）も表している。

2 取引1,000件のうちの250件をステージ2とする選択は一例に過ぎず、例示のためにのみ用いている（この閾値の決定に関する解説は、後段の「重要度の水準の決定」というセクションに含めている）。したがって、これに対応する重要度の水準75%も、任意の数値であり、単なる例示である。

多くのLifetime PDのモデルでは、Lifetime PDは当期の格付クラスの関数として計算されている。したがって、ステージ移動の閾値には、報告日現在の（当初認識後の）金融商品の残存期間及び経過年数とともに、少なくともこの要素を組み入れなければならない。実務的なアプローチとして、これらの閾値を用いて参照テーブルの編集を行うこともできる。閾値を導出するための過去データの情報源は、内部のものでも外部のものでもよく、Lifetime PDのモデルの目的と合致する情報源を用いる。もう一つの方法として、遷移行列によって信頼性のあるLifetime PD曲線の作成ができる場合には、その遷移行列を利用して基準値を導出することもできる。さらには、Lifetime PDではなく、12ヶ月のPDを用いて（例：適切な回帰分析の手法または12ヶ月のマルコフ遷移行列を利用することによって）このアプローチを適用できる場合もある。この場合、前述の参照テーブルは、銀行業者にとって馴染みのある個々の格付クラス別の形式となる。

このアプローチでは通常、分位点は年に一度計算される。したがって、この設例における報告日がポートフォリオの当初認識から2週間後である場合には、その報告日現在の実際のLifetime PDは、ポートフォリオの存続期間の初年度末で見積った75%分位点のPDと比較されることになる。

このアプローチを適用することによって、各報告日において、基準値の参照テーブルであらかじめ定義した閾値を上回っている金融商品は、ステージ2に移動することになる。過去の報告日では閾値を上回っていた金融商品が、当期の報告日では閾値を下回っている場合には、その金融商品はステージ1に戻るようになる。ただし、追加的指標によって本アプローチ案の補足をしなければならないか否かは、検討しなければならない。この詳細については、後段の「追加的指標及び調整」というセクションで解説している。

金融商品の経過年数が増える（すなわち、各報告日が将来に向かう）につれ（ただし、満期までの残存期間は同じと仮定する）、不確実性が増して信用格付システムの予測精度が低くなるため、Lifetime PDの分布の幅は拡大する。したがって、予想Lifetime PDの値と分位点（閾値）の差も拡大する。これは、1年後の所与の格下げ件数の方が20年後に発生する同じ格下げ件数よりもはるかに妥当性の高い情報である可能性があることから妥当といえる。したがって、本アプローチ案は（常に期待値との比較が行われる点で）相対的であり、（時の経過とともに分布が拡大する点で）時間の影響を受けやすい。

## 重要度の水準の決定

ステージ移動に関する本アプローチ案の最後のステップは、重要度の水準（すなわち、金融商品がレベル2に移動する水準）の決定である。この決定は、重要な判断を要する事項である。なぜなら、IFRS第9号には、この決定方法に関する具体的なガイダンスがないからである。また、ポートフォリオが異なれば（例えば、PDの分布の形状によって）、適切な重要度の水準は異なる可能性がある。

現行では、金融商品をステージ2に移さなければならない水準について、一般に認められている市場慣行はない。ステージ移動の調整（分位点アプローチのケースにおける重要度の水準の選択に対応する）は、市場参加者、監査人及び銀行監督当局間での反復的な交渉を通じて行われるものと見込まれる。

## 追加的指標及び調整

上記の分位点アプローチの結果には、追加的指標による補足が必要になる場合がある。

また、実際のPDの変動が軽微な状況に対処するために金融商品のステージ2への移動に必要なPDの増加の最低水準を設定することが適切な場合もある。

過去データが不十分で不適切な場合には、分位点が経済的に不合理なPDの変動に対応していることもある。したがって、この場合の閾値の選択は、専門家の判断を追加して行わなければならない。起こり得る影響として、分位点アプローチに閾値の最大値または最小値、あるいは必要な場合他の定性的または定量的規準を加えて修正が行われる可能性がある。また、金融商品について条件緩和の見込みやウォッチリスト対象となる見込みがある場合には、銀行はそれらの措置の影響を検討しなければならない。本ニュースレターでは以後、これらの措置についての解説は行わない。

さらに、銀行は自らのモデルの結果を定期的に検証し、適切な場合パラメーターの調整を行わなければならない。例えば、あるモデルによって大量の金融商品がステージ1からステージ2に移された後、ステージ2からステージ1に戻されることが頻繁に行われている場合には、感応度が高過ぎるパラメーターが用いられており、信用リスクの著しい増大のみの捕捉が行われていない可能性がある。

## 結論

本ニュースレターにおけるアプローチ案は、適切に適用されれば、信用リスクの著しい増大を信頼性をもって適時に識別するのに役立つ、銀行がIFRS第9号の規定、バーゼル銀行監督委員会、欧州銀行監督局（EBA）及びグローバル・パブリック・ポリシー委員会（GPPC）が公表しているガイダンスに準拠した実務を行うのに役立つ。特に、このアプローチは、（特に、異なる取引条件や経過年数間の）バイアスの生成を排除するのに役立つ、相対的で時間の影響を考慮したものである。このアプローチでは、過去の内部データまたは外部データ、あるいは遷移行列を算定基礎とすることもできる。

ただし、本ニュースレターではステージ移動の調整（calibrate）を行う手法は示していない。ステージ移動の調整には通常、ここで選定したアプローチとは別のアプローチが必要となる。本ニュースレターでは代わりに、分位点アプローチにおいてどのように参照パラメーターを選択するのがよいのかについて焦点を当て具体的に解説している。

IFRS第9号の減損モデルで要求されているステージ移動によって、減損損失から生じる当期純利益の変動性はおおむね増加し、循環的な影響を被ることが見込まれる。その結果、この影響は経営上一層重点を置くべき項目となることを見込まれる。高度な判断が要求されることを踏まえると、異なる金融機関や地域の間における損失引当金の比較可能性が、今後大きな課題となる。



## Contacts

### 金融事業部

大川 圭美

T: 03-3548-5102

E: [tamami.okawa@jp.kpmg.com](mailto:tamami.okawa@jp.kpmg.com)

間瀬 友未

T: 03-3548-5102

E: [tomomi.mase@jp.kpmg.com](mailto:tomomi.mase@jp.kpmg.com)

大庭 寿和

T: 03-3548-5102

E: [toshikazu.ohba@jp.kpmg.com](mailto:toshikazu.ohba@jp.kpmg.com)

仁木 一秀

T: 03-3548-5102

E: [kazuhide.niki@jp.kpmg.com](mailto:kazuhide.niki@jp.kpmg.com)

渡辺 忍

T: 03-3548-5102

E: [shinobu.watanabe@jp.kpmg.com](mailto:shinobu.watanabe@jp.kpmg.com)

### 編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

[azsa-ifrs@jp.kpmg.com](mailto:azsa-ifrs@jp.kpmg.com)

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2017年4月に発行した「The Bank Statement Q1 2017 Newsletter」をベースに作成したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

[www.kpmg.com/jp/ifrs](http://www.kpmg.com/jp/ifrs)

IFRS実務トピックニュースレター～銀行業～は、銀行業に関連するIFRS及び規制関連の情報を提供しています。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。